

令和7年度工事検査課運営方針

令和7年4月1日

工事検査課

第2期復興・創生期間の最終年度であるとともに、防災・減災、国土強靱化対策等の工事が増加していることを踏まえ、公共工事の品質確保を図るため、次の工事検査課運営方針に基づき業務を行う。

1 適正かつ厳正な検査の実施

工事検査は、県の締結した契約に基づき当該工事目的物が契約図書に適合しているかを確認する行為であり、発注者から中立的な立場で福島県財務規則に基づいた厳正な検査を実施するため、以下の項目に取り組む。

(1) 工事検査員の技術力の向上

工事検査員の責務は、契約工事の目的物の受け取り可否の判断と、受注者の技術力の成果である工事完成品を成績評定するものであるため、各検査員が広範な技術・知識に基づき的確な検査が実施できるように研修・研鑽に努める。

(2) 工事成績評定の客観性の確保

工事の適正な施工を確保するとともに、工事に関する技術水準の向上を図るため、検査基準・評定要綱等に基づき客観的で公正な工事成績評定を行う。

(3) 工事検査情報の発信

検査の仕組み、方向性、視点及び傾向等を知ることは、発注者、受注者及び検査員が共通認識を持つこととなり、工事検査の透明性の確保につながるため、ホームページや研修会等により工事検査情報を発信する。

(4) 公共工事の品質確保に向けた中間検査の充実

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」等に基づき、出来形、品質及び適正な施工を確保し、不適合工事の未然防止に資するため、竣工時点で確認困難な工事や工期が1年以上となる工事等に対して中間検査の活用促進を図る。

(5) 市町村の工事検査体制の支援

市町村が実施する工事検査体制を支援するため、検査のポイントや具体的手法について情報提供を行うほか、検査実施上の相談について個別に対応する。

2 効率的な工事検査の実施

第2期復興・創生期間の最終年度であり、防災・減災国土強靱化等の安全・安心な暮らしを確保するための工事が増加していることから、円滑で効率的な工事検査を行うとともに、DXの推進や検査時間の短縮を目的にインターネットの双方向通信による遠隔臨場検査の推進を図る。